

令和2年度 胃がんエックス線検診のためのチェックリスト(市区町村用)－集団検診



## 令和2年度 胃がん内視鏡検診のためのチェックリスト(市区町村用)一集団検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
<b>1. 検査対象者の情報管理</b>																											
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望者簿のみを複数化するのは不適切である	-	x	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	x	x	4		
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか (2-1) 勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行ったか 添付リスト評価	-	x	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	x	○	x	x	2				
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	-	x	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	6		
<b>2. 受診者の情報管理</b>																											
(1)個人別の受診(登録)台帳またはデータベースを作成しているか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	x	6		
<b>3. 受診者への説明及び要精査者への説明</b>																											
(1)受診実績時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者の説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか(検査機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているか) ※ここで示す結果は精密検査機関名(医療機関名)※の一覧を提示しているか (2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	-	x	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	5		
(2)要精査者全員に、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)※の一覧を提示しているか ※ここで示す結果は精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	○	x	x	3			
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	-	○	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	x	x	1			
<b>4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>																											
(1)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握したか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	○	○	○	6		
(2)精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者について、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	○	△	○	5		
(3)個人番号・精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村・検診機関(医療機関)・精密検査機関が共有したか	-	x	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	○	○	○	4		
(4)精密検査未受診者と精密検査結果未把握を定義 <sup>3</sup> して区別し、精密検査未受診者を特定したか	-	x	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	△	○	5		
(5)精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行ったか	-	△	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	△	○	5		
<b>5. 地域保健・健康増進事業報告</b>																											
(1)がん検査結果や精密検査結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	7		
(2)がん検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関・医師会など)に報告を求めたか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	x	○	6		
(3)がん検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	x	○	6		
(4)精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関・医師会など)に報告を求めたか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	x	○	6		
(5)精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	x	○	○	4		
<b>6. 検診機関(医療機関)の質の扭得</b>																											
解説 ①このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検査を行う個々の検診機関(医療機関)を指す。 ②市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県・検診機関・医師会等)と連携して行うこと。 ③このチェックリストもども調査を行った場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県・検診機関・医師会等)に確認して回答すること。 ※特に個別検査の場合	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	6		
(1)委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか (もしくは検査の代わりに、自治体(都道府県・市区町村)の実施委嘱欄に選定条件でてもよい)	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	○	○	○	6		
(1-1)仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>2</sup> を満たしているか	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	○	○	○	6		
(1-2)検査終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認して	-	○	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	○	x	x	2			
(2)検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にフィードバックしているか (市区町村が独自実施できない場合は、関係機関(都道府県・検診機関・医師会等)と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様)	-	x	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	○	x	x	1		
(2-1)検診会員用チェックリストの遵守状況をフィードバックしているか	-	x	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	○	x	x	1		
(2-2)検診機関(医療機関)毎のセセス指標値を集計してフィードバックしているか	-	x	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	x	x	0			
(2-3)上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をフィードバックしているか	-	x	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	x	x	0			
<b>7. 受診者集計</b>																											
解説 ※このチェックリストにおける「受診者」は、初回文診白(初回リバース)→週3回(月回)→文診症かいい白(月回)→初回出文診白(月回)を	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	8	
(1)受診率を集計したか	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	8		
(1-1)受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	-	○	○	○	○	-																					

## 令和2年度 胃がん内視鏡検診のためのチェックリスト(市区町村用)一箇別検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	蓮志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
<b>1. 検診対象者の情報管理</b>																											10	
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 <sup>※</sup> を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望登録のみを名簿化するのは不適切である	-	-	○	○	-	○	-	.	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	△	-	-	-	○	-	10	
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	-	-	○	x	-	x	-	.	-	○	x	-	-	○	-	-	○	-	○	-	x	-	-	○	-	7		
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行ったか ※チェックリスト評価	-	-	x	x	-	x	-	.	-	x	x	-	-	x	-	-	x	-	○	-	x	-	-	x	-	1		
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	-	-	○	○	-	○	-	.	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	10		
<b>2. 受診者の情報管理</b>																											9	
<b>3. 受診者への説明、及び要検査への説明</b>																											4	
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか ※検診機関が資料を作成し、配布している場合: 市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されている は配布を省いてよい	-	-	x	○	-	x	-	.	-	△	x	-	-	○	-	-	x	-	○	-	x	-	-	○	-	4		
(2) 要精査者全員に、受診可能な精密検査機関名(医療機関名) <sup>※</sup> の一覧を提示しているか ※ここで提示する精密検査機関には、及ぼす精密検査結果の報告を義務付けること	-	-	x	x	-	x	-	.	-	△	x	-	-	x	-	-	x	-	x	-	x	-	-	x	-	0		
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	-	-	x	x	-	x	-	.	-	○	x	-	-	x	-	-	x	-	x	-	x	-	-	x	-	1		
<b>4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>																											6	
(1) 精密検査方法及び、精密検査(結果)を把握したか	-	-	x	○	-	x	-	.	-	△	x	-	-	○	-	-	○	-	x	-	○	-	-	○	-	6		
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者について、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	-	-	x	○	-	x	-	.	-	○	x	-	-	○	-	-	○	-	x	-	○	-	-	△	-	5		
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有したか	-	-	x	○	-	x	-	.	-	x	x	-	-	○	-	-	○	-	x	-	○	-	-	○	-	5		
(4) 精密検査結果未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>※</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定したか	-	-	x	○	-	x	-	.	-	○	x	-	-	○	-	-	○	-	x	-	○	-	-	△	-	6		
(5) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行ったか	-	-	x	△	-	x	-	.	-	○	x	-	-	○	-	-	○	-	x	-	△	-	-	△	-	3		
<b>5. 地域保健・健康増進事業報告</b>																											11	
(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	-	-	○	○	-	○	-	.	-	△	x	-	-	○	-	-	○	-	x	-	○	-	-	○	-	11		
(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	-	-	○	○	-	○	-	.	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	×	-	10		
(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	-	-	x	○	-	○	-	.	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	×	-	9		
(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	-	-	x	○	-	○	-	.	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	x	-	○	-	-	×	-	8		
(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できない場合、改善を求めたか	-	-	○	○	-	○	-	.	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	x	-	○	-	-	×	-	9		
<b>6. 検診機関(医療機関)の責めの担保</b>																											3	
解説: ①このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関(医療機関)を ②市町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと <sup>*</sup> ③このチェックリストをもとに調査を行う場合、市町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること <sup>*</sup>	※特に「個別検査の場合は、 (1)委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか <sup>*</sup> ※もしも仕様書の内容に、具体的(都道府県、市町村)の実施要件等の遵守を強制してよい (2)仕様書(もしくは委託要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>※2</sup> を満たしているか (1-2)検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは委託要綱)の内容が遵守されたことを確認して (2)検診機関(医療機関)で精度評価を個別にファイドバックしているか <sup>*</sup> ※検査の結果で得られた結果を、年齢5歳階級別に集計して行うこと、下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様 (2-1) 検診機関用チェックリストの遵守状況をファイドバックしているか (2-2) 検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を算出しファイドバックしているか (2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をファイドバックしているか																											3
(1) 委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか <sup>*</sup> ※もしも仕様書の内容に、具体的(都道府県、市町村)の実施要件等の遵守を強制してよい	-	-	○	x	-	x	-	.	-	○	x	-	-	○	-	-	x	-	x	-	-	-	-	x	-	2		
(1-1) 仕様書(もしくは委託要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>※2</sup> を満たしているか (1-2) 検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは委託要綱)の内容が遵守されたことを確認して	-	-	○	x	-	x	-	.	-	△	x	-	-	○	-	-	x	-	x	-	x	-	-	x	-	2		
(2) 検診機関(医療機関)で精度評価を個別にファイドバックしているか <sup>*</sup> ※検査の結果で得られた結果を、年齢5歳階級別に集計して行うこと、下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様	-	-	x	x	-	x	-	.	-	x	x	-	-	x	-	-	x	-	x	-	x	-	-	x	-	0		
(2-1) 検診機関用チェックリストの遵守状況をファイドバックしているか (2-2) 検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を算出しファイドバックしているか	-	-	x	x	-	x	-	.	-	x	x	-	-	x	-	-	x	-	x	-	x	-	-	x	-	0		
(2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をファイドバックしているか	-	-	x	x	-	x	-	.	-	x	x	-	-	x	-	-	x	-	x	-	x	-	-	x	-	0		
<b>7. 受診率の集計</b>																											9	
解説:過去の検診受診歴別とは、初回受診者(初回の定義は過去3年に受診歴がない者)及び非初回受診者の別を指す	(1) 受診率を集計したか (1-1) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか (1-2) 受診率を検診機関別に集計しているか (																											



## 令和2年度 大腸がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)一箇別検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士河口湖町	昭和町	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	小菅村	丹波山村	合計	
<b>1. 検診対象者の情報管理</b>																											
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 <sup>※</sup> を、住民台帳などに基づいて作成しているか	○	-	○	○	-	○	○	.	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	△	-	-	-	○	-	16
※前年度受診歴や患者簿の名簿化するのではなくてある																											
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	x	-	○	x	-	x	○	.	○	x	○	x	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	11	
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行ったか <sup>※</sup> チェックリスト評価	x	-	x	x	-	x	x	.	x	x	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	1	
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	○	-	○	○	-	○	○	.	○	○	○	○	○	-	-	○	x	○	○	-	○	-	-	○	-	16	
<b>2. 受診者の情報管理</b>																											
(1)個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか	○	-	○	△	-	○	○	.	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	△	-	-	-	○	-	14
(2)過去5年間の受診履歴を記録しているか	○	-	○	△	-	○	○	.	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	14	
<b>3. 受診者への説明、及び要精査者への説明</b>																											
(1)受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか <sup>*</sup>	○	-	○	○	-	x	○	.	○	△	x	○	x	-	-	x	x	○	○	-	x	-	-	○	-	10	
※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されれば配布を省いてよい																											
(2)要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名) <sup>※</sup> の一覧を提示しているか	x	-	x	x	-	x	x	.	x	△	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	0	
※ここに提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること																											
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	x	-	x	x	-	x	x	.	x	○	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	1	
<b>4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>																											
(1)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握したか	○	-	x	○	-	○	○	.	○	△	x	○	○	-	-	○	△	○	○	-	○	-	-	○	-	12	
(2)精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	○	-	x	○	-	x	○	.	○	○	x	○	○	-	-	○	△	○	○	-	○	-	-	△	-	11	
(3)個人別の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有したか	○	-	x	○	-	x	x	.	○	x	x	○	○	-	-	○	△	○	○	-	○	-	-	○	-	10	
(4)過去5年間の精密検査方法及び精密検査(治療)結果を記録しているか	○	-	○	△	-	x	○	.	○	x	x	○	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	8	
(5)精密検査未受診と精密検査結果を記録して区別して区別し、要精査未受診者を特定したか	○	-	x	○	-	x	○	.	△	○	x	○	○	-	-	○	○	○	○	-	△	-	-	△	-	11	
(6)精密検査未受診者と精密検査の受診勧奨を行ったか	○	-	x	△	-	x	○	.	○	x	x	○	x	-	-	○	x	x	x	-	△	-	-	△	-	0	
<b>5. 地域保健・健康増進事業報告</b>																											
(1)かんがん検診結果や精密検査結果の最終報告(平成21年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	○	-	○	○	-	○	○	.	○	△	x	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	17	
(2)がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	○	-	x	○	-	○	○	.	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	x	-	15	
(3)がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めめたか	○	-	x	○	-	○	○	.	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	x	-	15	
(4)精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	○	-	x	○	-	○	○	.	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	x	-	14	
(5)精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	-	x	○	-	○	○	.	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	x	-	14	
<b>6. 検診機関(医療機関)の責の担保</b>																											
解説:																											
(1)このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関(医療機関)を指す																											
(2)市区町村が独自で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会など)と連携して行うこと <sup>*</sup>																											
(3)このチェックリストをもとに調査を行った場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会など)に確認して回答すること <sup>*</sup>																											
※特に個別検査の場合																											
(1)委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか <sup>*</sup>	○	-	○	x	-	x	○	.	○	○	x	○	○	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	8	
※もしも仕様書の代わりに、自治体(都道府県、市町村)の実施要綱等の通りを設定条件としている																											
(1-1)仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明示すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注2</sup> を満たしているか	○	-	○	x	-	x	○	.	○	x	x	○	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	6	
(1-2)検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認しているか	○	-	○	x	-</																						

## 令和2年度 肺がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)－集団検診

注1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照  
注2 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8参照(なお、別添8は平成28年4月改定版に差し替える)

## 令和2年度 肺がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)一箇別検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
<b>1. 検診受診者の情報整理</b>																												
(1) 対象者全員の名前を記載した名簿※、住民台帳などに基づいて作成しているか	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	△	-	-	-	○	-	16	
(2) 対象者全員に、希別記入欄で記入欄のみを名簿化しているか	x	-	○	x	-	x	○	-	○	x	○	x	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	11		
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち来院者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行つたか ※チェックリスト評価対	x	-	x	x	-	x	x	-	x	x	x	x	x	-	-	x	x	○	○	-	x	-	-	○	-	1		
(3) 対象者数(推計で可)を把握しているか	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	x	○	○	-	○	-	-	○	-	16		
<b>2. 愛称の情報管理</b>																												
(1) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか	○	-	○	△	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	△	-	-	○	-	14		
(2) 過去3年間の受診歴を記録しているか	○	-	○	△	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	14		
<b>3. 受診者への説明、及び精検査への説明</b>																												
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者の説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※	○	-	○	○	-	x	○	-	○	△	x	○	○	-	-	x	x	○	○	-	x	-	-	○	-	11		
※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布下さいともよい																												
(2) 要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)※の一覧を提示しているか	x	-	x	x	-	x	x	-	x	x	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	0		
※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること																												
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関にて、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	x	-	x	x	-	x	x	-	x	x	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	1		
<b>4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>																												
(1) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握したか	○	-	x	○	-	○	○	-	○	△	x	○	○	-	-	○	△	○	x	-	○	-	-	○	-	12		
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	○	-	x	○	-	x	○	-	○	○	x	○	○	-	-	○	△	○	x	-	○	-	-	△	-	11		
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村・検診機関(医療機関)・精密検査機関が共有したか	○	-	x	○	-	x	x	-	○	x	x	○	○	-	-	○	△	○	x	-	○	-	-	○	-	10		
(4) 過去5年間の精密検査方法及び精密検査(治療)結果を記録しているか	○	-	○	△	-	x	○	-	○	x	x	x	x	-	-	x	○	x	x	-	x	-	-	○	-	8		
(5) 精密検査未受診者結果未把握※に従事して区別し、精密検査未受診者を特定したか	○	-	x	○	-	x	○	-	△	○	x	○	○	-	-	○	○	○	x	-	○	-	-	△	-	11		
(6) 精密検査未受診者の受診勧奨を行つたか	○	-	x	△	-	x	○	-	△	○	x	○	○	-	-	○	x	○	x	-	△	-	-	△	-	8		
<b>5. 地域保健・健康増進事業報告</b>																												
(1) がん検診結果(精密検査結果)の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行つたか	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	17		
(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を依頼したか	○	-	x	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	x	-	15		
(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	-	x	○	-	x	x	-	○	x	x	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	x	-	15		
(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を依頼したか	○	-	x	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	x	-	14		
(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	-	x	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	x	-	14		
<b>6. 検診機関(医療機関)の質の担保</b>																												
解説																												
①このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関(医療機関)を指す																												
②市町村が実施できる項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと																												
③このチェックリストをもとに開示を行う場合、市町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること																												
※該機関に個人別検査の場合は																												
①委託先検診機関(医療機関)を仕様書の内容に基づいて選定しているか※	○	-	○	x	-	x	○	-	○	○	○	○	○	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	8		
※もしくは実施機関(都道府県、市町村)の実施範囲の遵守を前提としてよい																												
(1-1) 仕様書(もしくは実施範囲)の内容は、「仕様書」に明記すべき必要最低限の精度管理項目 <sup>注2</sup> を満たしているか	○	-	○	x	-	x	○	-	○	○	x	○	○	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	x	-	6		
(1-2) 検診機関(医療機関)に委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施範囲)の内容が遵守されたことを確認しているか	○	-	○	x	-	x	△	-</																				

## 令和2年度 乳がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)一集団検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	蓮志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
<b>1. 検診対象者の情報管理</b>																											21	
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 <sup>※</sup> を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望登録者のみを名簿化するのは不適切である	○	×	○	○	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	○	○	×	x	21
(2) 対象者全員に個別に受診勧奨を行っているか	×	×	○	×	×	×	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	×	○	×	○	×	12	
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行つたか ※チェックリスト評価	×	×	○	○	×	×	○	.	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	○	×	○	×	○	3	
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	○	×	△	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	22	
<b>2. 受診者の情報管理</b>																											23	
(1) 個人別の受診記録台帳またはデータベースを作成しているか	○	○	○	△	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	x	22
(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	x	23
<b>3. 受診者への説明、及び要精査者への説明</b>																											5	
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか <sup>※</sup> ※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているれば配布を省いてよい	○	×	○	○	×	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	×	○	○	○	○	○	21	
(2) 要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名) <sup>※</sup> の一覧を提示しているか ※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること	×	○	×	×	×	×	○	.	○	○	×	×	×	×	○	○	○	-	×	○	○	○	○	○	○	○	10	
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	×	○	×	×	×	×	○	.	×	○	○	×	×	×	○	○	○	-	×	○	○	×	○	○	○	○	5	
<b>4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診要請</b>																											22	
(1) 精密検査方法及び精密検査(治療)結果を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	22	
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	○	○	○	○	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	△	○	○	20	
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村・検診機関(医療機関)・精密検査機関が共有したか	○	×	○	○	×	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	21	
(4) 過去5年間の精密検査方法及び精密検査(治療)結果を記録しているか	○	○	○	△	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	21	
(5) 精密検査未受診者に精密検査結果を把握させることで区別し、精密検査未受診者を特定したか	○	×	○	○	×	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	18	
<b>5. 地域保健・健康増進事業報告</b>																											25	
(1) がん検査結果や精密検査結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	○	○	○	○	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	25	
(2) がん検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関・医師会など)に報告を求めたか	○	○	○	○	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	○	○	23	
(3) がん検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を始めたか	○	○	○	○	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	○	○	23	
(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関・医師会など)に報告を求めたか	○	○	○	○	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	○	○	23	
(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を始めたか	○	○	○	○	○	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	○	○	21	
<b>6. 検診機関(医療機関)の質の担保</b>																											25	
解説: ①このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検査を行う個々の検診機関(医療機関)を指す。 ②市町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと <sup>※</sup> ③このチェックリストをどこに調査を行う場合、市町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること <sup>※</sup> ※特に個別検診の場合																											20	
(1) 委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか <sup>※</sup> ※詳しく仕様書の内容に、自己負担額/都道府県/市町村の施設要綱等の遵守を記載してほしい	○	○	○	○	×	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	○	○	20	
(1-1) 仕様書(いわゆる実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>※2</sup> を満たしているか	○	○	○	○	×	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	○	○	17	
(1-2) 接診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(いわゆる実施要綱)の内容が遵守されたことを確認しているか	○	○	○	○	×	○	○	.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	○	○	12	
(2) 検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にコードバックしているか <sup>※</sup> ※検査結果と検査機関が実施する結果と連携して行うこと、下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様	△	×	○	×	×	○	○	.	×	○	△	×	○	○	○	○	○	-	×	○	×	○	○	○	○	○	2	
(2-1) 検診機関用チェックリスト <sup>※3</sup> の遵守状況をコードバックしているか	△	×	○	×	○	○	○	.	○	○	△	×	○	○	○	○	○	-	×	○	×	○	○</					

## 令和2年度 乳がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)一箇別検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士河口湖町	昭和町	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計		
<b>1. 検診対象者の情報管理</b>																													
(1)対象者全員の氏名を記載した名簿 <sup>※</sup> を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望登録のみの名簿化するのは不適切である	○	×	○	○	-	○	-	.	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	△	×	○	○	○	-	17	
(2)対象者全員が個別に診診票をもらっているか ※受診票を手に行方不明者や来院者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行ったか ※チェックリスト評価	×	×	○	×	-	×	-	.	○	○	×	○	×	○	-	-	○	○	-	○	○	×	×	○	○	-	10		
(3)対象者数(総計)を記録しているか	○	×	○	○	-	○	-	.	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	×	×	○	○	-	16		
<b>2. 受診者の情報管理</b>																													18
(1)他の受診記録・台帳またはデータベースを作成しているか	○	○	○	△	-	○	-	.	○	○	○	○	○	△	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	17		
(2)過去5年間の受診歴を記録しているか	○	○	○	△	-	○	-	.	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	17		
<b>3. 受診への説明、及び要検査者の説明</b>																													12
(1)受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者のための説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか ※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてよい	○	×	○	×	-	×	-	.	○	△	○	○	○	○	-	-	×	△	-	○	○	×	×	○	○	-	12		
(2)受検者全員が個別に診診票をもらっているか ※ここで示す精密検査結果の報告を義務付けること	×	○	×	×	-	×	-	.	×	△	×	×	×	×	-	-	×	×	-	×	○	×	×	○	×	-	3		
(2-1)上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	×	○	×	×	-	×	-	.	×	○	×	×	×	×	-	-	×	×	-	×	×	×	×	×	-	2			
<b>4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>																													14
(1)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録したか	○	○	×	○	×	-	×	-	.	○	△	○	○	○	○	-	-	○	△	-	○	○	△	×	○	○	-	14	
(2)精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	○	○	×	○	-	×	-	.	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△	-	×	○	△	×	○	○	-	12		
(3)個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有したか	○	×	×	○	-	×	-	.	○	×	×	○	○	○	-	-	○	△	-	×	○	○	○	×	○	-	12		
(4)過去5年間の精密検査方法及び精密検査(治療)結果を記録しているか	○	○	○	△	-	×	-	.	○	○	○	○	○	×	×	-	-	×	○	○	○	○	○	○	-	14			
(5)精密検査未受診結果を記録して区别し、精密検査未受診者を特定したか	○	×	×	○	-	×	-	.	△	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	×	○	○	△	○	○	-	13		
(6)精密検査未受診者への受診勧奨を行ったか	○	△	×	△	-	×	-	.	△	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	×	△	△	○	○	-	9			
<b>5. 地域保健・健康増進事業報告</b>																													20
(1)がん検診結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	○	○	○	○	-	○	-	.	○	△	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	20			
(2)がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	○	○	×	○	-	○	-	.	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	×	○	○	-	16			
(3)がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	○	×	○	-	○	-	.	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	×	○	○	-	16			
(4)精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	○	○	×	○	-	○	-	.	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	×	○	○	×	○	-	15			
(5)精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	○	×	○	-	○	-	.	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	×	○	○	×	○	-	14			
<b>6. 検診機関(医療機関)の質の担保</b>																													10
解説: ①このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関(医療機関) ②市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと ③このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること																													10
(1)委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか <sup>※</sup> ※市区町村の立派に、各自体・都道府県・市町村にて実施要綱の遵守を義務化したものとてよい	○	○	○	×	-	×	-	.	○	○	×	○	○	○	-	-	×	×	-	×	×	×	○	○	×	-	10		
(1-1)仕様書(もしくは実施要綱)の内容に「仕様書に記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>※2</sup> を満たしているか	○	○	○	×	-	×	-	.	○	○	×	○	×	○	-	-	×	×	-	×	×	○	○	×	-	8			
(1-2)検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認して ※解説: 市町村が実施要綱(医療機関)と連携して行うこと(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様	○	○	○	×	-	×	-	.	○	△	×	○	×	○	-	-	○	○	-	○	○	×	○	○	-	7			
(2)検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別に「コードバックしているか <sup>※3</sup>	△	×	×	×	-	×	-	.	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	-	×	×	×	×	○	○	-	0		
(2-1)検診機関用チェックリストの遵守状況を「コードバックしているか <sup>※4</sup>	△	×	×	×	-	×	-	.	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	-	×	×	×	×	○	○	-	0		
(2-2)検診機関(医療機関)のプロセス指揮官と連携して「コードバックしているか <sup>※5</sup>	△	×	×	×	-	×	-	.	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	-	×	×	×	×	○	○	-	0		
(2-3)上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策を「コードバックしているか <sup>※6</sup>																													



